

青梅市景観審議会 委員応募申込書

住所	郵便番号 198- 青梅市		
(ふりがな) 氏名		性別	男・女
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (歳)		
電話番号	()		
応募資格	以下の項目を確認の上、該当していれば○を御記入ください。		
		① 青梅市内に住民登録をしている。	
		② 応募の時点において満18歳以上である。	
		③ 青梅市の景観まちづくりに関心があり、積極的に関与する意思がある。	
		④ 地方公務員法第16条各号(参考参照)に該当しない。	
		⑤ 青梅市の他の付属機関等の委員でない。 ※ 審議会を兼任することは出来ません。	
	⑥ 青梅市職員ではない。		
作文	「青梅市の景観まちづくりについて」の作文(300字以上400字以内)を別紙にて添付し、御提出ください。		
同時期に募集される青梅市の審議会等それぞれにお申し込みされる場合は、 第1希望の審議会に○を御記入ください。			
景観審議会	都市計画審議会	その他の審議会等	

【参考】

地方公務員法

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者